

国と地方団体との税務行政運営上の協力について

平成9年4月1日
税第21号
総務部長

このことについては、昭和29年10月1日付け税第2537号総務部長通達等により運営されているところですが、本年4月より地方消費税が実施されることから、その賦課徴収等の円滑かつ適正な執行を図るとともに、国・地方を通ずる税務行政の効率化と適正な税務執行の確保を一層図るため、今回、自治事務次官と国税庁長官との間で別添1のとおり了解されたので、その趣旨を理解の上、その徹底を図り、相互協力の推進に努めてください。

なお、このことについては、国税庁長官から各国税局長及び沖縄国税事務所長あて別添2のとおり通達されているので申し添えます。

おって、自治省税務局企画課長から別添(写)の内かんが示されたので参考までに送付します。

別添1

写

平成9年3月21日

国と地方団体との税務行政運営上の協力についての了解事項

国税庁長官

日高壮平

自治事務次官

遠藤安彦

国と地方団体との税務行政運営上の協力については、その円滑な実施が図られているところであるが、本年4月から地方消費税が施行されることから、その賦課徴収等の円滑かつ適正な執行を図るとともに、国税と地方税は密接に関連していることから、地方消費税にとどまらず、国、地方を通ずる税務行政の効率化と適正な税務執行の確保を更に一層図るため、この度下記事項について了解することとし、それぞれ国税局及び税務署、都道府県及び市(区)町村に対し、その趣旨の周知徹底を図るとともに、指導を徹底することとする。

記

1 国、都道府県及び市(区)町村は、税務行政の運営に当たって、昭和29年の「税務行政運営上の協力に関する国税庁と自治庁との了解事項」及びその後の国税庁と自治省との間の了解事項に基づく国税及び地方税の賦課徴収に関する資料及び情報の収集、交換、納税相談、申告書の收受その他執務上の必要な相互協力をなお一層推進し、その適切かつ円滑な実施を図るものとする。

なお、このことについて、国税局及び税務署と都道府県及び市(区)町村は、地区税務協議会等において相互に確認するものとする。

2 国、都道府県及び市(区)町村が更に相互に協力すべき事項は次のとおりとする。

(1) 所得税、住民税及び個人事業税に関する申告説明会の開催、税務広報、申告書用紙の送付、申告書用紙の備付け、申告書の收受及び納税相談については、既に、国、都道府県及び市(区)町村間において、地区税務協議会等で協議の上相互協力が図られているところであるが、国、地方を通ずる税務行政運営上の協力の趣旨に則し、今後とも一層適切かつ円滑な推進に努めるものとする。

(2) 消費税・地方消費税に関しては、次のとおりとする。

ア 申告説明会の開催

国及び都道府県は、市(区)町村の協力を得ながら、個人事業者の消費税・地方消費

税の申告説明会を行うこととし、その開催方法、時期等については、地区税務協議会等において事前に十分協議を行うこととする。

イ 税務広報の推進

国及び都道府県は、市(区)町村の協力を得ながら、広報誌等各種広報媒体の活用、広報資料の窓口への備付け等により、消費税・地方消費税の広報宣伝を行うこととし、その際、特に、以下に掲げる事項について納税者等に周知徹底するよう万全を期すものとする。

(ア) 地方消費税の賦課徴収等は、納税者の事務負担等を勘案して、当分の間、国が委託を受けてこれを行うこととなっていること。

(イ) 地方消費税の申告・納税は、当分の間、税務署に対して行うこと。

(ウ) 消費税と地方消費税の申告書が一本化されており、消費税・地方消費税の申告書には消費税と地方消費税に関する事項の両者を必ず記載すること。

(エ) 地方消費税は、当分の間、消費税の納付の例により消費税と併せて納付しなければならないこと。

ウ 申告書用紙の備付け

個人事業者の消費税・地方消費税の申告書の用紙、説明書等については、都道府県の窓口にも備え付けるものとし、その具体的な取扱いについては、地区税務協議会等において事前に十分協議を行うこととする。

エ 申告書の収受

個人事業者の消費税・地方消費税の申告書の収受については国において行うこととされているが、地方消費税が道府県税であることから個人事業者である納税者が消費税・地方消費税の申告書を都道府県の窓口を持参することも予想されるので、納税者の便宜を考慮して、都道府県においても可能な範囲で収受するものとし、申告書の保管、税務署への引渡等の具体的な取扱いについては、地区税務協議会等において事前に十分協議を行うこととする。

オ 納税相談

国と都道府県は、個人事業者の消費税・地方消費税の納税相談について相互に協力するものとし、その具体的な取扱いについては、地区税務協議会等において事前に十分協議を行うこととする。

なお、国は、都道府県に必要な研修について協力するものとする。

3 国、都道府県及び市(区)町村は、適正公平な課税の実現を図るため、国税、地方税の賦課徴収に関する資料、情報の収集、交換等について、より一層緊密に協力し、その適切かつ円滑な実施を図るものとする。

(1) 地方税の賦課徴収上必要な国税関係書類の閲覧及び記録又は書面照会(以下「閲覧等」という。)の対象とする国税関係書類及び国税の賦課徴収上必要な地方税関係書類の閲覧等の対象とする地方税関係書類は、既往の自治省と国税庁との間の了解事項に規定する関係書類とするが、その関係書類の閲覧等の方法、時期等に関する具体的な取扱いについては、地区税務協議会等において事前に十分協議を行うこととする。

(2) 税務当局に係る資料情報以外のもので国税及び地方税の賦課徴収上有効なものが存在することにかんがみ、国、都道府県及び市(区)町村はそれぞれこれらの収集に努めることとし、そのため必要な相互協力を行うものとする。

4 国、都道府県及び市(区)町村は、より適正公平な課税の実現を図るため、国税、地方税の各税法に基づき税務調査の充実に更に努める。このため、必要に応じ資料情報の収集交換その他必要な相互協力を行うこととする。

5 その他国税と地方税相互間の税務協力については、今後ともなお一層の協力体制を推進拡大すべきものであるので、国、都道府県及び市(区)町村は、地区税務協議会等の一層の活性化、その他執務上必要な相互協力を推進し、適切かつ円滑な事務運営を図るものとする。

別添2

官総5 8(例規)

写

課所5 1

課資5 2

課法1 6

課消3 4

課料2 5

課評1 3

徴管1 2

徴徴1 3

平成9年3月21日

各国税局長

殿

沖縄国税事務所長

国税庁長官

国と地方団体との税務行政運営上の協力について

国と地方団体との税務行政運営上の協力については、昭和29年9月20日付官総1 212「税務運営上の協力に関する国税庁と自治庁との了解事項について」をはじめとする通達等に基づき円滑な実施が図られているところであるが、今次、地方消費税が施行されることから、その円滑かつ適正な執行を図るとともに、国税、地方税を通ずる税務行政の効率化と適正な税務執行の確保を更に一層図るため、自治省との間で別添1のとおり了解したので、その趣旨の周知徹底を図るとともに、地方団体と十分協議を行い、了解事項等に従って相互協力を一層強化し、税務行政の適切な執行に努められたい。

なお、自治省から各都道府県知事あてに別添2のとおり通達されているので、申し添える。

別添(写)

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、本年4月から地方消費税が導入されることとなっております。この税制の実施円滑化の推進のための、国と地方団体との税務行政運営上の協力については、別途自治省税務局長から「国と地方団体との税務行政運営上の協力について(平成9年3月21日付け自治税企第10号)」をもって通知されたところですが、この取扱いについては、下記事項に留意されるようお願いいたします。

なお、管下市(区)町村に対しても、この旨十分お伝えの上、よろしくご指導下さるようお願いいたします。

願います。

時節柄 ご自愛の程お祈り申し上げます。

敬具

平成9年3月21日

自治省税務局企画課長

小林弘明

各道府県総務部長

殿

東京都総務・主税局長

記

1 消費税・地方消費税の広報について

消費税・地方消費税の円滑かつ適正な実施を図るため、次の事項をはじめ住民に対する地方消費税の広報及び国税当局が行う消費税・地方消費税の広報への協力等を積極的に行われたいこと。

なお、振替納税制度の利用や還付金等の銀行振込み払いの促進に関する広報についての協力も行われたいこと。

(1) 消費税・地方消費税の仕組み、各種届出書の提出及び説明会開催の日程、期限内納付の促進等について国税当局が作成する広報文書の広報誌等への掲載等

(2) パンフレット等の窓口への備付け及びポスターの庁舎内掲示

(3) 説明会開催の際の会場の貸与又はあっせん

2 申告書用紙の送付について

個人事業者の消費税・地方消費税の確定申告書等の用紙の共同送付については、原則として、従来の消費税の確定申告書等の用紙の送付と同様の取扱いとし、その具体的な取扱いについては、これまでの経緯等を踏まえ、地区税務協議会等において事前に十分協議を行うものとする。

3 申告書用紙の備付け及び申告書の収受について

個人事業者の消費税・地方消費税の確定申告等に備え、次の事項について国税当局に協力されたいこと。

(1) 個人事業者の消費税・地方消費税の確定申告書等については、納税者の便宜を考慮して、市(区)町村の窓口にも備え付けるものとする。

(2) 個人事業者である納税者が、市(区)町村の窓口にも所得税の確定申告書とともに消費税・地方消費税の確定申告書を持参することも予想されるので、納税者の便宜も考慮して、市(区)町村は消費税・地方消費税の確定申告書についても収受するものとする。なお、申告書の保管、税務署への引渡等の具体的な取扱いについては、地区税務協議会等において協議を行うものとする。

4 納税相談について

個人事業者の消費税・地方消費税の納税相談についての都道府県の協力の態様については、納税相談会場の貸与、あっせん等都道府県の実情に即した各種の態様が考えられること。

5 その他

消費税・地方消費税の円滑かつ適正な転嫁を図るための対策及び便乗値上げの防止についても、国との協力を配慮されたいこと。